

貸付金償還等の手続について

1 退職手当からの控除について

貸付金未償還元利金は、退職手当から全額控除することが法で定められています。

(1) 退職手当から全額控除できる場合

手続不要

貸付金未償還元利金は退職手当から自動的に控除されます。控除額は、所属所に送付する3月31日付け通知で確認してください。

(2) 退職手当から全額控除できず、不足額がある場合

手続が必要

自宅あてに、3月31日付けで控除額に係る通知と不足額分の振込依頼書（納付書）を送付しますので、振込期限までに金融機関等から不足額を払込みしてください。

なお、退職手当からの控除分についての手続は不要です。

2 償還完了に係る貸付借用証書の返却について

手続不要

貸付申込時にお預かりした「貸付借用証書」は、償還完了月の翌月末頃、自宅あてに郵送で返却します。

令和5年度末に退職される方のうち、未償還元利金を退職手当から全額控除できた方は、**令和6年6月下旬～7月上旬頃**に返却する予定です。

3 3月1日以降に退職決定した方のうち貸付金未償還元利金がある方について

手続が必要

退職等予定者の貸付金償還事務を円滑に行うため、3月1日以降に退職が決定した方のうち、貸付金未償還元利金がある方は、共済経理グループまで連絡してください。

（事務担当者からの連絡も可）

共済経理グループ（直通） 045-210-8176

お伺いする内容

- | | | |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 所属所名 | <input type="radio"/> 氏名 | <input type="radio"/> 組合員証番号 |
| <input type="radio"/> 自宅住所 | <input type="radio"/> 自宅電話番号 | |

<貸付金償還等>

住宅貸付け又は教育貸付けを借り受けている方のうち、団体信用生命保険制度に加入されていて毎年4月又は5月に保険料の引き落とし日がある方は、退職手当からの控除により貸付金の償還が完了したにもかかわらず、退職後の4月又は5月に保険料が引き落としされる場合があります。

この場合、概ね2か月後に精算されますので、それまでは引き落とし口座を閉鎖しないようお願いします。

5 定年年齢の引き上げに伴う貸付金償還金について

手続不要

令和5年4月から定年年齢を段階的に引き上げるとともに、当面の間は職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その給料月額は7割水準となります。

当共済組合の貸付金を受けている方については、60歳以降も償還が続く場合、現行の取り扱いでは償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されます。

6 退職時における福祉保険制度及びアイリスプランの手続について

手続が必要

福祉保険制度（ファミリ一年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）の取扱い

福祉保険制度は、退職時の年齢に関わらず、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新※となります。退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続を行ってください。

なお、退職にあたって住所、電話番号、登録口座等に変更がある場合は、福祉保険制度加入者票（毎年10月及び4月送付）に同封されている「公立共済福祉保険制度異動変更連絡票（返信用はがき）」により、変更の手続を行ってください。

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

<制度別の継続加入可能年齢>

制度名	継続加入可能年齢
ファミリ一年金	保険年齢84歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢22歳まで更新継続可能（こども）
特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

(注1) ファミリ一年金の死亡給付金は単独加入できません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

(注2) 保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

例:保険年齢75歳=毎年11月1日現在満74歳6ヵ月を超えて、満75歳6ヵ月まで。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998	

※制度内容等詳細についてはデジタルパンフレットでご確認ください。デジタルパンフレットは公立共済ホームページにてご覧いただけます。

デジタルパンフレットログインパスワード ID:kouritu PW:kouritul1111

アイリスプランの取扱い

(1) 年金コース

組合員資格喪失後は、継続加入できません。

年度末時点で満60歳以上の加入者へは、12月末頃に自宅宛てに退職後の取扱いについての案内書類が送付されていますので、退職予定者はその案内に従って手続を行ってください。

年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

(2) 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満90歳まで、日常事故補償コースは一生涯にわたり継続できます。

(3) 介護保障コース

教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯 福祉財団 サービスセンター	年金コース 医療・日常事故 コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社 一つ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626	